

南信州広域連合告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和6年7月1日から、南信州広域連合及び木曾広域連合において、別紙の規約の内容により南信州広域連合及び木曾広域連合消防通信指令事務協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月18日

南信州広域連合  
広域連合長 佐藤 健